

# 令和6年度保育所(園)申込案内

【お問合せ先】 金ケ崎町教育委員会事務局  
幼保支援係  
電話 0197-42-2111



【お申込受付期間】

**一次募集（令和6年4月及び5月申し込み希望の方）**  
令和5年11月1日（水）～11月30日（木）午前8時30分～午後5時  
土、日、祝日の受付はしてありません。

**二次募集（令和6年4月及び5月申し込み希望の方で一次申し込みをしていない方）**  
令和5年12月1日（金）～12月28日（木）午前8時30分～午後5時  
土、日、祝日の受付はしてありません。

- ※保育所等の定員に空きがある場合、入所できます。
- ※二次募集以降の入園申込については、入所希望月の前月15日までに必要書類を提出して下さい。
- ※町外にお住まいの方は、住所のある自治体でお申し込みください。
- ※企業主導型保育事業「ゆうゆう保育園いわて」に入所希望の場合は、**直接、園にお申し込みください。**

【申請書等ダウンロード】

金ケ崎町ホームページ

<https://www.town.kanegasaki.iwate.jp/>

令和6年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和5年（2023年）4月2日～
1歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
2歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

## 1 教育・保育施設の利用と認定について

平成27年4月から施行した子ども・子育て支援制度では、保育所（園）等に入園する際に利用（入園）のための、次の3つの教育・保育給付の給付認定を受ける必要があります。認定区分に応じて、利用できる施設及び利用時間が決まります。

認定の有効期限は認定区分によって決まりますが、保育を必要とする場合、保護者の状況を踏まえた認定期間になります。

認定区分	対象	利用（入園）先
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳児以上で小学校就学前のお子さん	幼稚園※ 認定こども園（教育）
2号認定（保育認定）	満3歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする小学校就学前のお子さん	保育所（園） 認定こども園（保育） 地域型保育事業
3号認定（保育認定）	満3歳未満で保育を必要とするお子さん	

※新制度に移行しない幼稚園は、「子育てのための施設等給付認定」の申請の必要があります。

## 2 2号・3号認定（保育認定）を受けるためには

保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業で保育の利用を希望する場合は、保育を必要とする認定（以下、保育認定）を受けていただきます。保育認定を受けられるのは、保護者がいずれも次の事由にある場合です。

なお、事由とその就労時間等（保育必要量）によって、保育を利用できる時間が区分されます。

### （1）保育を必要とする事由

- ①就労（フルタイム、パート、自営や居宅内労働など）
- ②妊娠、出産
- ③同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- ④保護者の疾病や障がい
- ⑤就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑥求職活動
- ⑦育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑧災害復旧
- ⑨虐待やDV等、その他町が保育が必要であると認める場合

## (2) 通常保育で利用できる時間

就労時間（1カ月あたり）	利用区分	保育を利用できる時間
120時間以上	保育標準時間	1日最大11時間まで利用
48時間以上120時間未満	保育短時間	1日最大8時間まで利用

お子さんが保育標準時間を利用するためには、保護者がいずれも保育標準時間に該当することが必要です。

なお、短時間の就労時間でも、勤務先への移動時間等を加味し町が認めた場合は標準時間となる場合があります。標準時間での利用を希望する方は、必ず教育委員会事務局の窓口へお問い合わせ下さい。

	保育を必要とする事由	利用区分（保育必要量）	
2号・3号認定 （保育認定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労</li> <li>・就学</li> <li>・介護、看護</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">           保育必要量 月48時間以上         </div>	月120時間以上 保育標準時間	月48時間以上 120時間未満 保育短時間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産</li> <li>・災害復旧</li> <li>・疾病・障がい</li> </ul>	保育標準時間	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動</li> <li>・育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li> </ul>	保育短時間	

## (3) 基準日について

保育所等の入所選考である利用調整は、基準日時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。

もし、**基準日から利用開始日までに、保護者等の転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど世帯の状況が変わる又はその可能性があるときは、申請前・申請後にかかわらず、教育委員会事務局へ必ずご相談ください。**

保護者の就労状況等、保育の必要性の認定基準やランク・調整指数等の判定を行う基準日は、下記の表のとおりです。

基準日		
一次利用調整	令和5年11月末日	
二次利用調整	12月申請	令和5年12月末日
二次以降	利用申請締切日の前月の末日 ※申込締切日については、次頁「3(1)入所の申込について」を参照してください。	

### 3 入所の申込みから入所決定について

#### (1) 入所の申込みについて

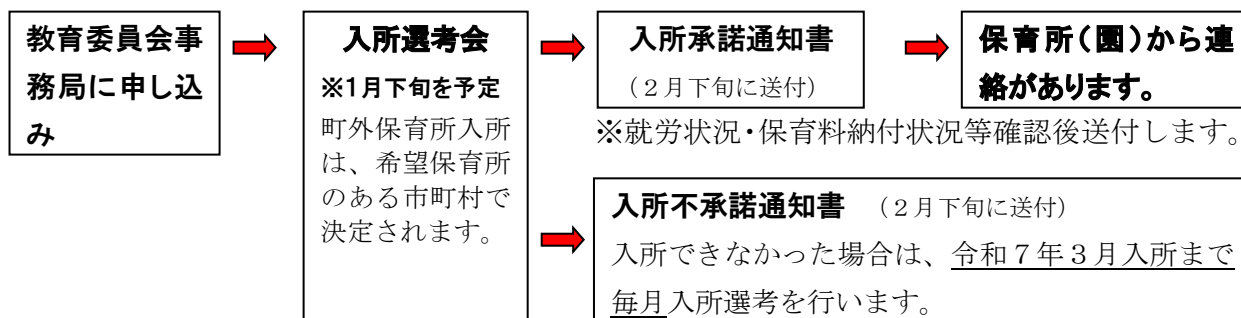
令和6年度（令和6年4月、5月）に入所を希望する方（町外保育所入所希望の方も含む）の受付は、令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）まで金ヶ崎町教育委員会事務局で行います。受付期間後も随時受け付けますが、受付期間内に手続きをされた人から、優先して入所決定をします。

なお、令和6年6月以降に入園希望の場合、町内保育所（園）は入所を希望する月の前月15日までに、町外保育所の場合は、希望する月の前月10日までに必要書類を提出して下さい。

#### (2) 入所決定について

入所選考は、町の入所選考会において公正な基準・方法により行い、保育の必要性の程度の高い順に入所決定します。保育の必要性の程度とは、前ページの基準日において保護者の就労状況等、保育の必要性の認定基準やランク・調整指数等の判定を行い点数が高い順に、希望等を踏まえ選考します。

なお、特別な事由（児童虐待、生活保護、一人親家庭、障がい者世帯等）に該当する場合は優先的に保育の利用が出来ます。



#### 【注意】

- 1 保育所（園）は定員の超過などで入所することができない場合があります。
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合は、入所承諾を取消とし、入所後明らかになった場合は保育の実施を解除（退所）することがあります。
- 3 申込を取り下げの場合や、入所を辞退する場合は、速やかに教育委員会事務局にご連絡下さい。

#### (3) 慣らし（短縮）保育について

慣らし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育所等によって異なります。事前に保育所等にご確認ください。

なお、利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月をご検討ください。

## 4 心身に障がいのある児童について

心身に何らかの障がいのある児童で、新たに入所申込みをされる場合は、入所希望保育所と協議する必要がありますので、その旨を申し出て下さい。

また、場合により児童相談所等の判定を受けていただくこともあります。

## 5 入所申込み時の提出書類について

必要な書類は、以下の①から⑦です。③から⑦は、各家庭の状況により異なりますので、それぞれ必要な書類を提出して下さい。

ただし、**書類を提出しない場合、又は提出書類に不備がある場合は、保育の利用調整点数（保育の必要性の程度）が判定できないため不承諾となります。**

- ① 保育所等利用申込書（入所するお子さん1人につき 1部）
- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書（入所するお子さん1人につき 1部）
- ③ 保育の必要性を証明する書類（1世帯につき 1部）

※ 「就労（予定）証明書」、「就労申告書」、「診断書」は所定の用紙を使用して下さい。

これらの用紙は教育委員会事務局窓口にあります。また、町ホームページでダウンロードすることができます。

※ 入所申込み後入所時まで、又は入所後に就労状況等の変更が生じた場合は、その旨を速やかに届けて下さい。

※ 就労証明書の記載について、保護者は保護者記入欄以外記入しないでください。就労証明欄について保護者が記入した場合は罰則の対象となる場合があります。

家庭の状況		提出書類	証明者
就 労	お勤めの方	就労証明書	勤務先
	自営・農業の方	就労申告書	事業主
	内職の方	内職証明書	発注元
疾病等	疾病者	診断書	病院
	障がい者等	特別児童扶養手当証書のコピー 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳のコピー	
	出産の前後	母子健康手帳	
	介護者	介護申告書 介護保険被保険者証のコピー	本人
その他	大学（院）生、専門学校生	在学証明書	通学先
	職業訓練受講生	在学証明書、時間割表	通学先
	求職活動中の方	求職活動申出書（毎月提出）	本人
	上記以外の方	教育委員会事務局にお問い合わせ	

	下さい。	
--	------	--

#### ④ ひとり親世帯を証明するための資料（1世帯につき1部）

ひとり親世帯の方は、児童扶養手当証書、ひとり親家庭福祉医療受給者証のコピーを提出して下さい。

#### ⑤ 在園証明書（幼稚園、認定子ども園等に在園 在園児1人につき 1部）

保育所入所申込児童の兄弟姉妹が、保育所以外の施設に入園（所）している場合は、保育所保育料の軽減措置があります。施設長が発行する在園証明書を提出して下さい。ただし、町内の幼稚園を利用している場合は提出不要です。

軽減措置対象となる施設は次のとおりです。

幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部

#### ⑥ 世帯に障がいを持つ方がいることを証明する資料（対象者1人につき1部）

世帯に障がいを持つ方がいる場合には、身体・知的・精神障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書のコピーを提出して下さい。

#### ⑦ 所得課税証明書（対象者1人につき1部）

申し込み児童の保護者のうち、金ヶ崎町民以外の方がいる場合は、その方の令和5年度分の所得課税証明書を提出して下さい。

なお、上記以外で個別に所得課税証明書の提出を求める場合がございますのでご了承願います。

## 6 保育料について

（保育料は、お子さんの園での生活に必要な経費の一部を負担していただくものです）

### （1）保育料の算定について

① 保育料は、父母、又は世帯状況に応じて同居の家族の町民税課税額（均等割・所得割額）により決定します。住民税所得割額は、税額控除（調整控除額・税額調整措置の額を除く）を反映しない額となります。また、お子さんの年齢区分や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）により細区分されます。

② 4月分から8月分までの保育料は、令和5年度町民税課税額により算定し、9月分から翌3月分までの保育料は、令和6年度町民税課税額により算定します。

なお、未申告の場合は、保育料最高額で算定します。申告後は再算定いたします。

③ お子さんが満三歳をむかえ3号認定から2号認定に変更となっても、年度中の保育料は、3号認定のまま（3歳児未満の保育料）となります。

※保育無償化は3歳児クラス（年少）からとなります。

④ 町では、次の軽減措置を実施しています。

i) 次の施設に児童が2人以上入所する場合、保育料の高い児童の保育料を半額にしています。

保育所（園）※、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治

療施設通所部

※企業主導型保育は除きます

- ii) 養育する18歳に到達する日以後最初の3月31日までにある児童が2人以上で、そのうちの第2子以降の児童が入所する場合、保育料は0円です。

## (2) 幼児教育・保育無償化について

- ① 令和元年10月1日から3歳児以上の児童に係る保育料が0円となっています。
- ② 3歳児以上の児童は副食費（おかず等）を園へ支払う必要があります。

## (3) 保育料の納入について

- ① 保育料は保育所（園）の経費（保育所運営費、保育士の給与）の一部を負担していただくものですから、毎月納期限（月末日）までに必ず納付して下さい。  
※口座振替の場合は毎月月末に引き落としとなります。
- ② 保育料は、その月の初日現在、在籍している児童について徴収しますので、保育所（園）を休まれても日割りの計算はいたしません。1か月分の保育料をお支払い下さい。
- ③ 保育料は、原則として口座振替により毎月納入していただきます。口座振替申込書は、町内金融機関窓口、又は教育委員会事務局窓口にあります。届出印が必要です。
- ④ 公立保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所へ入園となった場合、保育料は直接施設へ納入していただきます。
- ⑤ 保育料の納入が遅延した場合は、督促状の発行（手数料加算）や延滞金が伴うことがありますので、留意して下さい。
- ⑥ 保育料の支払いが困難な時は、納付方法についてご相談下さい。また、疾病、事業不振、廃業、失業等のやむをえない事情により、前年に比べて所得が半分以下に減少し、支払いが困難な場合は、保育料の減免申請ができます。

## (4) 保育料を滞納すると

- ① 保育料を滞納した場合は、不動産・給与・銀行預金等の財産調査を実施し、差押処分することがあります。
- ② 保育料（教育施設も含みます）を滞納している方は、保育の利用調整で減点（20点）の対象となります。利用調整では優先順位を設定し選考しますので、結果、退所又は利用不可となる場合があります。

## 7 町外の認可保育所入所を希望される方について

金ケ崎町外の認可保育所の入所を希望される場合も、金ケ崎町に保育所入所申込が必要です。そのため、通常の保育所申し込みより時間がかかりますので、**希望する月の前月10日までに**申込書を提出して下さい。

ただし、令和6年4月入所希望の場合は、一次募集期間に提出して下さい。

## 8 ゆうゆう保育園いわての入所を希望される方について

トヨタ自動車東日本㈱企業主導型保育所の「ゆうゆう保育園いわて」の入所を希望される場合は、別に手続きが必要となります。所定の申込書が園にございますので、直接、園

にお申し込みください。入所の可否は園で決定します。

なお、教育・保育給付申請書については、金ケ崎町教育委員会事務局に申請してください。

## 9 その他

- (1) 延長保育 … 申込先は保育所（園）です。なお、延長保育料がかかります。
- (2) 退 所 … 在園中に保育所（園）の利用基準に該当しなくなった場合、又は都合により退所する方は「届出書」を教育委員会事務局に提出して下さい。
- (3) 変更届 … 家庭状況（母の出産、育児休業取得も含む）、住所、勤務先、就労状況、税額等の変更があった場合は速やかに教育委員会事務局へ届出して下さい。

## 10 保育所入所申込書記入例

様式第1号 ※印は記入しないで下さい。

※第 号	※ 歳児クラス 2号・3号 標準・短時間 一人親
	兄弟姉妹順 1・2・3・4～ 障がい世帯

令和6年度保育所等利用申込書兼児童台帳

金ケ崎町長 様 令和5年11月1日

保護者 住 所 金ケ崎町西根南町22番地1

父 R5.1.1の住所 町内・町外 父 R6.1.1の住所 町内・町外  
自治体名(北上市) 自治体名( )  
母 R5.1.1の住所 町内・町外 母 R6.1.1の住所 町内・町外  
自治体名(奥州市) 自治体名( )

氏 名 金ケ崎 太郎  
電 話 番 号 0197-42-2111 (日中連絡先)  
父 携 帯 ) 090 - XXX - XXX  
母 携 帯 ) 090 - XXX - XXX

保育所等への利用(入所)について以下のとおり申し込みます。

利用児童	氏 名	生 年 月 日	性 別	障がいの有無
	(ふりがな) かねがさき じろう	平成 5年 4月 16日生	男・女	有(無)
	金ケ崎 二郎	満 0歳 11箇月		有(無)

利用希望保育所名 R3在園保育園

第1希望	◎◎◎保育園	(希望理由) 長男入所のため
第2希望	〇〇〇保育園	(希望理由) 自宅に近いため
第3希望	認定こども園△△△保育園	(希望理由) 母出勤経路のため
第4希望	□□□保育園	(希望理由) 父出勤経路のため
第5希望	☆☆☆保育園	(希望理由) 祖父母の送迎が可能な距離
第6希望	×××保育園	(希望理由) 祖父母の送迎が可能な距離

希望する保育期間 令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで (終期はR6.3.31)

利用希望の理由 (記入例: 両親ともに仕事をしており、家庭で保育できないため)  
両親、祖父母とも日中外で仕事をしており、家庭で保育できないため。

区分	氏 名	入所児童との続柄	生 年 月 日	年 齢	職 業	障がいの有無
児童の世帯員(同居家族)	金ケ崎 太郎	父	S58・4・1	40	職 業 〇〇商事	有(無)
	金ケ崎 花子	母	S58・4・1	40	職 業 〇〇商事	有(無)
	金ケ崎 一郎	兄	H28・6・1	7	◎◎◎保育園	有(無)
	金ケ崎 茅郎	祖父	S32・3・1	66	農 業	有(無)
	金ケ崎 正子	祖母	S32・3・1	66	農 業	有(無)
						有・無
						有・無
						有・無

生活保護の状況 (1.受けていない 2.受けている ( 年 月 日保護開始)  
母子・父子家庭 (1.該当しない 2.該当する ( 年 月 日から)  
【裏面もご記入下さい】

入所予定月の初日時点の年齢を記入

最長で年度末(令和7年3月31日)までとなります。継続利用される場合は、毎年11月に現況届提出と併せて、申込となります。

申込児童を除く、同居者全員及び別居の生計を一緒にしている家族全員を記入

欄が不足の場合は、罫線を引いて家族全員記入してください。



# 1 1 家庭状況調査票

## 家庭状況調査票

(1) 現在の児童の保育状況について、該当する番号に○をし、必要事項を記入して下さい。

1. 保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に入っている（施設名称 \_\_\_\_\_）
2. 認可外施設（託児所等）に入っている（施設名称 \_\_\_\_\_）
3. 個人に預けている（保育者氏名 \_\_\_\_\_）
4. 職場に連れて行っている（託児所が 有・無）
5. 自宅でみている（保育者氏名 金ヶ崎 花子 続柄 母 \_\_\_\_\_）
6. その他（ \_\_\_\_\_）

利用希望の児童  
について記入

(2) 現在時点の兄弟入所の予定について、該当する番号に○をし、必要事項を記入して下さい。

1. 兄弟入所の予定無
2. 兄弟入所の予定有 4月1日から入所希望
3. 現在妊娠中であり出産後入所予定 月1日から入所希望

(3) 母親の産前・産後及び育児休暇について、該当する番号に○をして下さい。

1. 出産予定がある… 出産予定日は 年 月 日の予定  
育児休業は 無・有 育児休業は 月 日 から 月 日
2. 育児休業中である… （職場復帰は、令和6年 4月 15日の予定）
3. 出産予定はない

(4) 定員超過により入所出来なかった場合の対応について該当に○をし、必要事項を記入して下さい

1. 申込を取り下げる
2. 利用希望開始月の翌月以降も空き待ち（2の方は空き待ち期間の対応にしを記入）  
 父または母が家庭で保育する  
 他の施設の利用（幼稚園・認可外保育所・一時保育・ファミリーサポートセンター）  
 親族（祖父母等）に預ける  
 その他（ \_\_\_\_\_）

該当する方は必  
ず記入

(5) 別居の祖父母について下欄に記入して下さい。

父 方	祖父	歳	住所	常勤・パート・自営・無職	健康
	祖母	歳	住所	常勤・パート・自営・無職	健康 病弱
母 方	祖父	60 歳	金ヶ崎町西根鎌水98	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> パート <input type="radio"/> 自営 <input type="radio"/> 無職	<input checked="" type="radio"/> 健康 <input type="radio"/> 病弱
	祖母	60 歳	金ヶ崎町西根鎌水98	常勤 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> パート <input type="radio"/> 自営 <input type="radio"/> 無職	<input checked="" type="radio"/> 健康 <input type="radio"/> 病弱

お子さんの祖父母について記入  
既に亡くなった方は記入不要

(6) 母子・父子家庭の方は、下欄に記入して下さい。

事実婚の有無 (婚姻届を出してい ない相手が居る)	有に○をした方 無 ・ 有 相手の方は入所希望児童の 1. 父・母である 2. 父・母ではない				
相手方の氏名	年齢	住所(居所)	勤務先	障がい	課税協会承認 印
	歳			有・無	印

(注意) 事実婚の相手の方についても就労証明書や所得課税証明書等の必要書類を添付して下さい。

## 12 町内保育施設案内

※定員については、令和5年11月1日時点であり、入所状況や職員体制等により変動することがあります。

保育所名 (設置者)	所在地 電話番号	開所時間 (延長保育含む)	受入年齢	※定員
私立金ヶ崎保育園 (社会福祉法人愛護会)	西根下餅田14-1 TEL 42-2808	7:00~19:00	満2カ月 ~就学前	130名
私立たんぽぽ保育園 (社会福祉法人愛護会)	西根辻岡30 TEL 41-0288	7:00~19:00	満2カ月 ~就学前	120名
私立認定こども園 たいよう保育園 (社会福祉法人白鶴会)	西根寺下101 TEL 42-5005	7:00~19:00	満2カ月 ~就学前	保育定員 106名 教育定員 4名
私立かがやき保育園 (NPO 法人輝き)	西根南町8 TEL 42-2555	7:15~19:00	満2カ月 ~満3歳	15名
私立あおぞら保育園 (NPO 法人輝き)	西根南町9-1 TEL 47-4842	7:15~19:00	満2カ月 ~満3歳	12名
私立よつば保育園 (株すくすく)	三ヶ尻水口沢53-1 TEL 48-9083	7:30~18:30	満6か月 ~満3歳	12名
町立認定こども園 南方幼稚園	西根杉ノ崎26 TEL 44-3119	7:30~18:30	3歳児 ~就学前	保育定員 70名 教育定員 70名
以下、企業主導型保育事業であるため、申込は園へ直接行ってください。				
ゆうゆう保育園いわて (トヨタ自動車東日本(株))	西根森山1-2 TEL 47-6355  ※申込の問い合わせは トヨタ自動車東日本株 式会社人事部厚生グル ープ TEL 022-765-6194	5:30~21:00	生後5カ月 ~就学前	50名

社会福祉法人 愛護会

所在地 金ヶ崎町西根下餅田14-1

# 金ヶ崎保育園

電話番号 0197-42-2808

FAX番号 0197-42-2809

《保育時間》 通常保育 午前7時から午後6時まで  
延長保育 午後7時まで

《保育該当年齢》 0歳児（2か月）から就学前まで

《定員》 130名

## 《沿革》

昭和39年12月 「社会福祉法人愛護会」設立  
昭和40年4月 保育所開設・金ヶ崎保育園開園（同年1月設立認可）  
昭和40年 60名定員・現在130名定員  
昭和57年から 延長保育促進事業・障がい児保育事業・病児保育事業

《保育の目標・方針》 ーたくましい子を生み育てるー

- ・健康で明るい子ども
- ・人の話をしっかり聞き、自分の意思を言葉で話せる子ども
- ・自分のことは自分でできる子ども
- ・他人のことを考え、協力できる子ども
- ・自然に親しみ、愛することができる子ども
- ・豊かな心を持つ子ども
- ・なぜだろうと考え、物事に疑問を持つ子ども

## 《保育の特色》

畑づくりを始め、鳥や虫、植物との出会いを通じた自然の中での活動、地域の文化に触れる伝統活動、世代を超えての交流活動等、様々な実践を通しての学びを大切にしながら、子供たちの健やかな心と身体の健全育成を目指しています。

## 《主な行事》

〈毎月の行事〉

園外保育、誕生会、避難訓練

〈保護者参加行事〉

入園式、年長組親子遠足、保育参加日  
年長組親子陶芸教室、運動会  
クリスマス表現発表会  
作品展おみせやごっこ、卒園式

〈その他の行事〉

こども祭り、年長組お泊り保育、月の観察会  
幼年消防防火パレード、交通安全教室



《保育時間》 通常保育 午前7時から午後6時まで  
延長保育 午後7時まで

《保育該当年齢》 0歳児（2か月）から就学前まで

《定員》 120名

## 《沿革》

平成13年4月 たんぽぽ保育園開園・設立認可

平成13年4月 60人定員

平成13年4月 延長保育促進事業・障害児保育事業・一時預かり事業・病児保育事業

平成27年4月 定員130名に変更

令和4年4月 定員120名に変更

## 《保育の目標・方針》 ——たくましい子を生み育てる——

- ・健康で明るい子ども
- ・自分のことは自分でできる子ども
- ・他人のことを考え協力できる子ども
- ・豊かな心をもつ子ども
- ・何故だろうと考え物事に疑問をもつ子ども
- ・人の話をしっかり聞き、自分の意思を言葉で話せる子ども
- ・自然に親しみ、愛することができる子ども

## 《保育の特色》

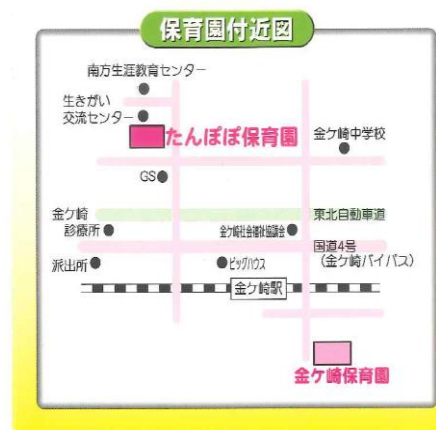
さまざまな行事を通して、子どもたちの意欲や豊かな感情が育める様な保育を大切にしています。

## 《主な行事》

<毎月の行事> 避難訓練、誕生会、園外保育

<保護者参加行事> 入園式、親子遠足（年長組）、  
保育参加日、運動会、ミニ文化祭、  
発表会、修了卒園式、保育体験

<その他の行事> プール遊び、お泊り保育（年長組）  
七夕祭り、餅つき会、小正月  
豆まき、ひな祭り、祖父母学級  
習字教室（年長組）、お茶教室（年長組）



社会福祉法人白鶴会

# 認定こども園 たいよう保育園

所在地 金ヶ崎町西根寺下 101

電話番号 0197-42-5005

FAX 番号 0197-42-5006

e-mail taiyohoikuen@muse.ocn.ne.jp

《保育時間》 通常保育 午前7時から午後6時まで  
延長保育 午後7時まで

《保育該当年齢》 0歳児（生後57日）から就学前まで

《定員》 110人（保育106人、教育4人 計110人）

## 《沿革》

平成23年6月 保育所開設・厚生大臣認可  
平成24年7月 定員60人 たいよう保育園開園  
時間延長保育、病児保育事業（体調不良児対応型）  
保育所地域活動事業開始  
平成27年4月 定員70人 障害児保育事業開始  
平成28年4月 定員90人  
令和2年4月 定員110人 幼保連携型認定こども園へ移行  
教育・保育相談事業開始

## 《保育の目標・方針》

みずからが太陽のように輝く人になりますように  
明るく（いのちを大切にする人）  
正しく（正しい道をあゆむ人）  
仲よく（よき社会をつくる人）

## 《保育の特色》

「太陽と水と土」を大事にしています。園庭には大きな築山があり、登ったり下りたり、滑ったり自然の中で**体験学習**をします。園舎内では木の温もりを肌で感じながら保育をおこないます。

## 《主な行事》

〈毎月の行事〉 身体測定、避難訓練、誕生会、交通・安全教室  
〈保護者参加行事〉 入園式、親子遠足（年長組）、保育参観、たいよう祭り、運動会、おひさま学級、お遊戯会、卒園式  
〈その他の行事〉 花まつり、収穫祭、クッキング、七夕祭り、消防総合訓練、防火パレード、お泊り保育（年長組）、達磨さんの日、七五三参り、小正月、節分豆まき、お店屋さんごっこ、ひな祭り、新入園児説明会、お別れ会  
健康診断（内科・歯科） 消防総合訓練（年2回）

付近見取図



金ケ崎町立認定こども園

# 南方幼稚園

所在地 金ケ崎町西根杉ノ崎 26

電話番号 0197-44-3119 (FAX 兼用)

《 保 育 時 間 》 通常保育 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分  
短時間保育 午前 8 時～午後 4 時  
(1号認定対象) 預り保育 教育時間終了後～午後 6 時まで

《 保 育 該 当 年 齢 》 3 歳児から就学前まで

《 定 員 》 保育利用 (2号認定) 70 名 (3 歳児 20 名、4 歳児 25 名、5 歳児 25 名)  
教育利用 (1号認定) 70 名 (3 歳児 20 名、4 歳児 25 名、5 歳児 25 名)

《 沿 革 》

昭和 53 年 4 月 金ケ崎町立南方幼稚園開園  
平成 11 年 1 月 現園舎落成及び開園  
平成 19 年 4 月 町立金ケ崎幼稚園及び西幼稚園を南方幼稚園に統合  
令和 2 年 4 月 認定こども園南方幼稚園として開園

《 保 育 の 目 標 ・ 方 針 》

心豊かなたくましい子どもの育成をめざして

- (1) ひとりでできる子ども
- (2) なかよくあそぶ子ども
- (3) さいごまでがんばる子ども

《 保 育 の 特 色 》

1) 個々の活動、クラス活動、学年活動、異年齢活動、地域の方々との交流、飼育栽培活動など様々な環境・形態の中で遊びに取り組み、考えたり工夫したりしながら友達との関わりや生活の仕方などを学びます。

2) 幼稚園型認定こども園であるため、保護者が就労していない場合には 1 号認定に変更することで退園の必要なく継続利用ができます。

※ 1 号認定での利用者を対象に、降園時間後の預り保育を実施しています。

○実 施 日：幼稚園における教育日 (祝日を除く月～金曜日)

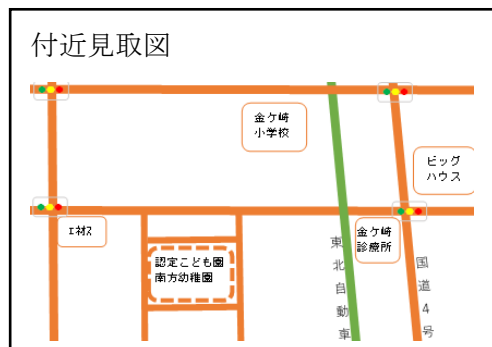
長期休業日も実施 (ただし、8 月 13 日～8 月 16 日、12 月 28 日～1 月 5 日、3 月 29 日～4 月 3 日を除く。)

○実施時間：幼稚園の教育時間終了後から午後 6 時まで (長期休業日は午前 8 時 30 分から午後 6 時まで)

《 主 な 行 事 》

〈保護者参加行事〉 保育参観(春・秋・冬)、保護者懇談会、夏の集い、運動会、生活発表会、親子遠足等

〈その他の行事〉 交通安全教室、誕生会、七夕、お店屋さんごっこ、節分、ひな祭り等



NPO法人輝き 小規模保育事業（A型）

所在地 金ヶ崎町西根南町8番地

# かがやき保育園

電話番号 0197-42-2555

FAX番号 0197-42-2555

《保育時間》 通常保育 午前7時15分から午後6時15分まで  
延長保育 午後7時まで

《保育該当年齢》 0歳児（2か月）から2歳児まで

《定員》 15名

## 《沿革》

平成26年5月 NPO法人輝き 設立  
平成29年9月 家庭的保育所開設  
平成29年10月 家庭的保育園 こどもの家かがやき開園  
平成29年10月 時間延長保育開始  
平成30年4月 小規模保育園に移行  
平成31年4月 保育園名称変更

## 《保育の目標・方針》

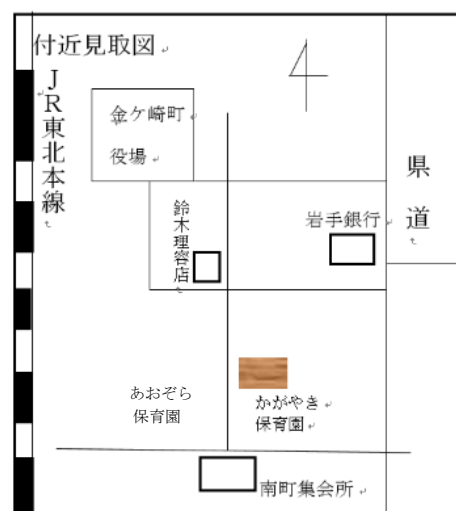
- ・思いやりのある子ども
- ・やさしく素直な子ども
- ・友達と元気に遊ぶ子ども

## 《保育の特色》

季節の行事や体験を通して、意欲や豊かな感性を育む保育を目指します。

## 《主な行事》

- 〈毎月の行事〉 身体測定、避難訓練、英語教育  
〈保護者参加行事〉 入園式始業式、保育参観、みずき団子、卒園式  
〈その他の行事〉 豆まき、ひな祭り、誕生日会、遠足、クリスマス会、七五三参り、収穫祭、健康診断（内科、歯科）



NPO法人輝き 小規模保育園事業 (A型)

所在地 金ヶ崎町西根南町9番地1

# あおぞら保育園

電話番号 0197-47-4842

FAX番号 0197-47-4842

《保育時間》 通常保育 午前7時15分から午後6時15分まで  
延長保育 午後7時まで

《保育該当年齢》 0歳児(2か月)から2歳児まで

《定員》 12名

《沿革》  
令和元年10月 あおぞら保育園開園

## 《保育の目標・方針》

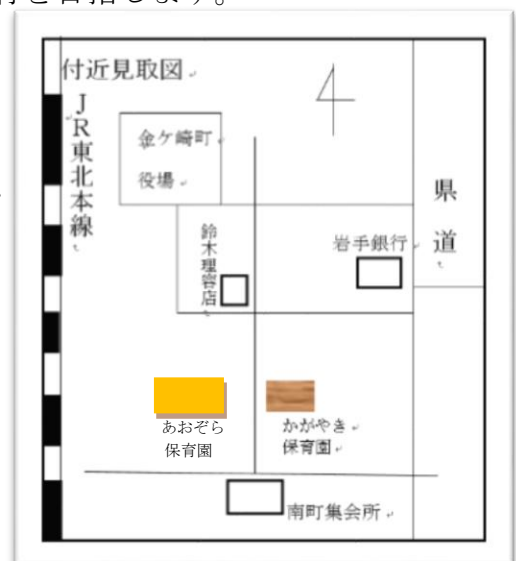
- ・思いやりのある子ども
- ・やさしく素直な子ども
- ・友達と元気に遊ぶ子ども

## 《保育の特色》

季節の行事や体験を通して、意欲や豊かな感性を育む保育を目指します。

## 《主な行事》

- 〈毎月の行事〉 身体測定、避難訓練、英語教育
- 〈保護者参加行事〉 入園式始業式、保育参観、みずき団子、卒園式
- 〈その他の行事〉 豆まき、ひな祭り、誕生日会、遠足、クリスマス会、七五三参り、収穫祭  
健康診断(内科、歯科)





株式会社すくすく  
小規模保育事業（A型）

所在地 金ヶ崎町三ヶ尻水口沢53番地1  
電話番号 0197-48-9083

# よつば保育園

《保育時間》 通常保育 午前7時30分～午後6時30分（延長保育 無）  
短時間保育 午前8時00分～午後4時00分

《保育該当年齢》 0歳児（6か月）から2歳児

《定員》 12名

《沿革》

令和2年5月 株式会社すくすく設立

令和3年4月1日 よつば保育園開園（同年3月設立認可）

《保育の目標・方針》 ～一人ひとりを大切にしのびのび育てる～

- ・元気いっぱい遊び健康な身体をつくる
- ・豊かな感性と想像力を育てる
- ・食への興味、関心を高める

《保育の特色》 木のぬくもりを感じる園舎です

～人間の土台を育て、ゆったりとした環境の中で一人ひとりを大事にするあたたかい保育を～

## ●よく食べる子●

野菜たっぷりの安心安全、おいしい給食を提供します。一人ひとりの育ちに合わせた細やかな手作り給食です。畑で野菜の苗植えや収穫体験を行い、食への関心を高め食べることが大好きな子ども達を育てます。

## ●よくあそぶ子●

あそびの中には、子どもの成長に欠かせない学びがいっぱい。檜床のホールでは、ピアノに合わせてリズムあそびを楽しんでいます。楽しく体を動かす中でしっかりとした発達の土台をつくっていきます。園庭では、土・水・泥に触れて、たっぷりあそびます。散歩にも出掛け自然体験も楽しんでいます。

## ●よく眠る子●

早寝早起きは生きる力。そして保育園では午前中たくさん体を動かし、ぐっすりお昼寝です。

《主な行事》

- ・入園式
- ・プール開き
- ・七夕会
- ・夏祭り
- ・ミニ運動会
- ・芋ほり
- ・遠足
- ・保育参観日
- ・クリスマス会
- ・小正月行事
- ・節分行事
- ・ひな祭り
- ・お別れ会
- ・終了卒園式

《毎月の行事》 ・誕生会 ・避難訓練



企業主導型保育所

トヨタ自動車東日本株式会社

所在地 金ヶ崎町西根森山1

電話番号 0197-47-6355

# ゆっゆう保育園いわて

\*入園について：022-765-6194（人事部厚生G）

《保育時間》 通常保育 午前7時～午後8時  
延長保育 午前5時30分～午前7時、午後8時～午後9時

《保育該当年齢》 0歳児（5か月）から就学前まで

《定員》 50名

《沿革》

平成29年2月 内閣府企業主導型保育事業として採択

平成29年9月 開設

《保育の目標・方針》

いっぱい遊んで、すくすく育て

～心もからだもたくましく、育ちあう子ども

- ・「食事、睡眠、遊び」を大切にし、健やかな心身の発達を促す保育の実践
- ・自然とのふれあいの中で豊かな感受性を育む
- ・友達との関わりあいの中から、集団の仲間意識や思いやりの心を育む
- ・一人一人の個性を尊重し、主体性や創造性を育む
- ・健康でたくましく丈夫な身体を育む
- ・日常の生活体験の中から、基本的生活習慣の自立や自主性を育む

《保育の特色》

1) 働きながら子育てを行う方たちに優しいサービス

- ・長い開所時間（5:30～21:00）
- ・給食完備（昼食・夕食）
- ・祝祭日（※開園カレンダーに基づく）も開所
- ・病児/病後児保育サービス

2) 認可保育所の水準を意識した施設設備・保育料設定

《主な行事》

〈保護者参加行事〉 保育参観（6月・2月）、保護者懇談会、  
運動会、おゆうぎ会 等

〈その他の行事〉 誕生会、交通安全教室、七夕、  
ハロウィン、クリスマス会、  
節分、ひな祭り 等

